

砥部町監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年8月25日

砥部町監査委員 影浦 浩二

砥部町監査委員 面岡 利昌



1 監査の対象

入札執行状況について

（令和4年12月12日 から令和5年5月22日 までの執行分）

業種	件数	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 建設工事	15	171,012,677	158,296,334	92.6%
② 測量・建設コンサル	2	23,796,300	22,220,000	93.4%
③ 委託業務	30	123,338,816	98,753,116	80.1%
④ 物品・その他	5	20,595,972	13,457,117	65.3%
合計	52	338,743,765	292,726,567	86.4%

監査事案

(1) 農地中間管理機構関連農地整備事業に伴う支障木撤去委託業務

業種	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
③ 委託業務	19,991,400	15,400,000	77.0%

(2) 砥部町保健センター改修工事

業種	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 建設工事	23,806,277	23,650,000	99.3%

2 監査実施日

令和5年7月4日

3 監査の着眼点

一般競争入札参加資格の設定、指名競争入札に係る指名、予定価格の設定について、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

町が発注した建設工事等に関し、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を受け、監査対象のうち、監査事案を抽出し、監査を行った。

5 監査の結果

建設工事等に係る入札・契約制度の運用及び抽出された個々の監査事案に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定等の諸手続きについては、定められた基準等に従い、適正な方法により行われていた。

以上により、執行された入札及び契約手続きは適正に実施されたものと認める。